

ばらの生産（調達）育成業務（その1）について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続きを行ってください。

2022年（令和4年）9月22日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

- (1) 業務名称：ばらの生産（調達）育成業務（その1）
- (2) 業務場所：本業務における履行場所は、次のとおりとする。
 - ア 受注者の所在地
 - イ 発注者の同意を得た上で受注者が指定する場所
 - ウ 発注者が指定する場所
- (3) 業務内容：別紙「ばらの生産（調達）育成業務（その1）委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の日から2024年（令和6年）3月31日まで

2 委託費

委託費の上限は、18,457,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。
なお、見積額が委託費の上限を超過した場合、7の失格条件に該当し、失格とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。（ただし、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、徴収の猶予を受けた者については滞納がないものとみなす。）
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。（ただし、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、徴収の猶予を受けた者については滞納がないものとみなす。）
- (6) 本業務に類似する業務実績を有すること。

4 参加申込みの手続等

(1) 担当部局

福山市市民局世界バラ会議推進部世界バラ会議推進室

住所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎9階）

電話：084-928-1210

E-mail：world-rose-convention@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2022年（令和4年）9月22日（木）
実施要領等の配付期間	公告の日から2022年（令和4年）10月6日（木）まで
質問書受付期間	公告の日から 2022年（令和4年）10月6日（木）午後5時まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	2022年（令和4年）10月6日（木） 回答は、随時福山市ホームページ（ばらのまち福山ホームページ） に掲載します。
参加申込書の受付期間	公告の日から 2022年（令和4年）10月6日（木）午後5時まで
企画提案書の提出者の選 定通知	2022年（令和4年）10月7日（金）
企画提案書の受付期間	2022年（令和4年）10月7日（金）から 同年10月17日（月）午後5時まで
書面審査	2022年（令和4年）10月18日（火）
企画提案書の選定通知	2022年（令和4年）10月19日（水）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2022年（令和4年）9月22日（木）から同年10月6日（木）まで（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付場所

（1）に同じ。

※福山市ホームページ（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>）及びばらのまち福山ホームページ（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/rosetownfukuyama/>）からもダウンロードできます。

5 受注候補者の特定

別紙「ばらの生産（調達）育成業務（その1）に関するプロポーザル実施要領」のとおりとする。

6 契約の締結

別紙「ばらの生産（調達）育成業務（その1）に関するプロポーザル実施要領」のとおりとする。

7 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他本市の指示に違反する場合

8 その他

詳細は、「ばらの生産（調達）育成業務（その1）に関するプロポーザル実施要領」に定めるところによる。